

トラック奈良

9

トラック協会は事故防止・交通安全、
環境及び災害時緊急輸送対策に取り組んでいます。

[令和6年]2024

No.365



日本三文殊第一霊場 安倍文殊院



公益社団法人 奈良県トラック協会

<https://narata.or.jp>

奈良県自動車関係団体協議会第50回通常総会

令和6年8月8日（木）午後5時から、奈良市高畑町の奈良ホテルにおいて、奈良県自動車関係団体協議会第50回通常総会が開催されました。

菊池 攻 会長が「1974年の創設から50周年を迎えられたことは、先輩諸氏のお陰であると感謝する。二月会をはじめ行政、各団体と連携しながら今後とも県内の自動車関係事業を推進して参りたい。」と挨拶。

令和5年度事業報告及び収支決算報告、役員改選、令和6年度事業計画（案）及び収支予算（案）は全て承認されました。

その後、岩城宏幸 近畿運輸局長、山下 真 奈良県知事、本田泰彦 近畿運輸局奈良運輸支局長、高市早苗衆議院議員代理 木下秘書を拍手でお迎えしました。



▲写真右から、木下秘書、山下知事、菊池会長、岩城局長、本田支局長



▲五団体長の打合せ会議

写真中央が菊池会長、右側が塚本副会長、池田副会長、左側が森島副会長、海保副会長

奈良県自動車関係団体協議会第50回通常総会	…… 巻頭
働き方改革セミナー	…… 2
交通安全対策研修会	…… 4
広報委員会	…… 5
奈良県から脱炭素・水素社会推進のためヒヤリング	… 6
奈良県危機管理監へ報告	…… 7
奈良県警察本部 警備部長を訪問	…… 8
運行管理者試験対策講習会	…… 9
奈良県交通安全教育コンクール	…… 10
しごとフェスタ2024	…… 12

近畿交通共済から	近畿交通共済からのお知らせ	…… 13
-----------------	---------------	-------

陸災防から	安全衛生大会の案内	…… 14
--------------	-----------	-------

厚生労働省から	厚生労働省からのお知らせ	…… 18
----------------	--------------	-------

全ト協から	第126回 トラック運送業界の景況感(速報)	…… 20
	飲酒運転撲滅を目指して	…… 24
	軽油価格調査集計表(2024年6月)	…… 25

陸災防から	重大な労働災害を防ぐためには	…… 26
--------------	----------------	-------

奈ト協から	トラックの構造上の特性	…… 28
	事業用自動車事故事例No.109	…… 29
	KIT事業の案内	…… 30
	適正化事業・巡回指導報告書	…… 31
	9月・10月の行事(予定)表	…… 32

奈良県警察本部から	奈良県警察本部からのお知らせ	…… 33
------------------	----------------	-------

自転車の安全利用促進のための「ミニのぼり旗」	…… 34
------------------------	-------

自動車整備士等近畿運輸局奈良運輸支局長表彰式	… 巻末
------------------------	------

令和6年度 第1回働き方改革セミナー

日時：令和6年7月23日(火) 午後1時30分～
場所：奈良県トラック会館 2階 研修室 参加者 19名

働き方改革の正しい理解と取組みの重要性の認識を深めるためのセミナーを奈良働き方改革推進支援センターの協力を得て実施しました。セミナー終了後には個別相談会の場を設けて各事業主の課題解決に向けた取組みを支援。主な内容は以下の通りです。



(1)トラックドライバーの2024年問題について

講師：奈良働き方改革推進支援センター 特定社会保険労務士 中垣長氏



▲講師の中垣長氏

トラック業界は一般の産業と比べて残業時間が約2割長い。にもかかわらず年収は5%から10%低い。年齢構成も全産業平

均より6才位高いという統計が出ている。若い人にとって魅力ある職場に変えていく必要がある。

①改善基準告示及び労働時間の管理について

労働時間は月80時間を超えないことが会社を守るためにも大事。この4月から改善基準告示が改正され、労使協定を結ん

だ場合でも1年の拘束時間は3,400時間以内かつ1か月の拘束時間は310時間以内(年6か月まで)、284時間超は連続3か

月までになった。また勤務が6時間を超えると45分以上の休憩が、8時間を超える場合は60分以上の休憩が必要。

②36協定の適正な作成について

1か月45時間を超えて残業させる場合は36協定(特別条項)を結び、書面で渡すか、掲示する。就業規則と一緒に渡すのもいい。8時間を超えて働く場合は25%の割増賃金が発生する。

月末、月初や特定の週が忙しい場合は1か月単位の変形労働

時間制を、夏季や冬季など特定の月に業務が集中する場合は1年単位の変形労働時間制を採用することもできる。この場合は平均して1週間当たりの労働時間が40時間以内になるよう労働日および労働日ごとの労働時間を設定する。例えば変形労働時

間で9時間と定めている場合に9時間を超えたら割増賃金が発生する。1年単位の変形労働時間制を採用するためには就業規則等に規定し、労使協定で必要事項を定める。さらに労働基準監督署に届出ることが必須。

③未払い賃金について

未払い残業代に係わる個別労働紛争が増えている。解雇の手続きを間違えると未払い賃金の支払いを求められることがある。労働時間の記録をタイム

カードやパソコンで記録すること。安価な月額使用料で利用できるクラウド型の勤怠システムもあるので活用するのもいい。売上金額で給与を決めるのはダ

メ。固定残業手当を設定しても時間管理は必要。

④各種法改正について

6か月間継続勤務し、全所定労働日の8割以上出勤している労働者には年次有給休暇を付与しないとイケない。週の所定労働日数5日以上または所定労働時間30時間以上なら6カ月経過後10日の付与となり、それから1年以内に5日は有給休暇を取得しないとイケない。その場合、労働者の意に沿わない日を有給日にはしてはイケない。就業規則

を整備して企業と従業員の間の共通ルールを決めておくことで、双方にとって働きやすい職場づくりができる。令和4年10月から法改正により、男女とも育休取得がしやすくなった。また今年の4月から労働契約書の明示ルールが変わり、4月1日以降の採用者には新ルールが適用される。労働契約書の書式を新ルールに対応したものに変更

する必要がある。また今年4月から労災保険率が1000分の9から8.5に変更されている。

奈良働き方改革推進支援センターでは様々な困り事に対して相談を受けているので、何かあれば連絡をしてほしい。電話0120-414-811（平日9時～17時）

(2)「フリーランス・事業者間取引適正化等法」についての概要

講師: 奈良労働局 雇用環境・均等室 フリーランス就業環境整備指導員 芳林由美子氏



▲芳林由美子氏

フリーランスの約4割が発注者との関係でトラブルを経験している。そこでフリーランスの取引上の弱い立場に着目し、発注事業者とフリーランスの事業者間取引全般に対し、業種横断的に共通する最低限の規律を設ける、として「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律案」（以下「フリーランス法」）が昨年、国会で可決・成

立し、今年11月に施行される。運送事業では軽貨物のドライバーがフリーランスで働いているケースなどが該当する。発注者は業務委託した場合、書面等で直ちに取引条件を明示し、発注した物品を受け取った日から60日以内のできるだけ早い日に報酬支払期日を設定することと

ある。フリーランス法についての詳細な内容や最新の情報については厚生労働省のホームページでご確認を。



厚生労働省

▲厚生労働省のホームページ



▲個別相談会

交通安全対策研修会 ～飲酒運転根絶に向けて～

日時：令和6年7月5日(金) 午前10時30分～

場所：奈良県警察本部

講師：	今村 浩三	奈良県警察本部交通部 参事官
	新家 達大	奈良県警察本部交通部 交通企画課 交通事故分析官
参加者：	中 秀夫	当協会 副会長
	西川 武志	当協会 交通安全・労災防止対策委員会 委員長
	樅木 弘隆	当協会 交通安全・労災防止対策委員会 副委員長
	中尾 靖	当協会 交通安全・労災防止対策委員会 委員
	中林 利光	当協会 専務理事
	松村久美子	当協会 常務理事

飲酒運転が関係する交通事故が増加していることから、当協会の交通安全・労災防止対策委員会の担当副会長、委員長らが、奈良県警察本部交通部 交通企画課を訪問し、交通事故分析官から直接、飲酒運転根絶に向けた具体的な事故分析による講習を受講、意見の交換を行いました。

奈良県警察本部 新家交通事故分析官の話



▲新家達大交通事故分析官

今年上半期に奈良県で発生した人身事故は、1173件、うち死者は9人。横断歩道の歩行者優先が徹底されず、高齢者が事故に遭う事例が多い。飲酒運転が関係する事故は15件で、前年同期より8件増加、死亡事故も1件発生している。

過去10年間の奈良県の人身事故件数のうち、飲酒運転が関係する人身事故件数の割合は、全国平均(0.76～0.87)より高く、今年は5月末までの統計で1.54となっている。これは、都心部は車を使わずとも帰宅できるから。毎年7月は冷たいビールを飲みたくなる時期であり、飲酒事故が急増するが、貨物自動車の飲酒運転は、運行管理者によって防止することができる。飲酒事故件数は、金曜日、土曜日の夜が多く、飲食店での飲酒後は、ハンドルキーパー、代行運転の徹底で事故を防止できる。

奈良県トラック協会 中副会長の意見

「飲んだら乗るな」、それは常にドライバーに言い聞かせている。飲酒運転の罰則が書かれたチラシ等があれば提供願いたい。

奈良県トラック協会 西川委員長の意見

私どもは、「トラック事業における総合安全プラン2025」で飲酒運転ゼロを目標としている。点呼時には、奈良県トラック協会から配布された資料をそばに置き、ドライバー教育では、飲酒運転事故の悲惨な結果をDVDで視聴してもらっている。皆で飲酒するときは、必ず一人はハンドルキーパーとして、全員を送り届けるようにしている。私自身も、いろいろな会に所属し、飲酒の機会もあるが、必ず代行運転を手配している。

最後に、新家交通事故分析官は、「飲酒運転事故防止等、ドライバー教育の講習会のご要望があれば、ご連絡下さい。チラシは準備します。」と締めくくりました。



令和6年度 第1回広報委員会

日時：令和6年8月1日(木) 午前11時～
場所：奈良県トラック会館 2階 会議室

出席者：萩原担当副会長、竹長委員長、委員7名、役員2名、事務局1名 以上12名

萩原副会長挨拶

物流の2024年問題として、令和6年4月からトラックドライバーの時間外労働の上限規制及び改正改善基準告示が適用され非常に厳しく規制され、適正運賃・料金の収受については、一部荷主との交渉が成功したと聞いているが、ドライバーの待遇向上や確保のため、荷主との交渉をさらに進めて頂く必要がある。また、今回のトラックの日PR活動でも物流の2024年問題を紙袋に印刷し広報すると聞いており、広く社会に対して周知していく必要がある。

議 事

(1) 令和6年度「トラックの日」事業計画(案)について

日 時：令和6年9月21日(土) 午前10:00～
(現地集合：午前9時30～)

場 所：近鉄奈良駅前行基広場

参加者：会長、副会長、広報委員、会員(各地域1～2名)

参加者は、現地集合・現地解散とする。

啓発品：1,500個作成

- ・啓発用紙袋(物流の2024年問題をデザイン)
 - ・タオル(10月9日は「トラックの日」)
 - ・吉野杉箸(トラックは生活(暮らし)と経済のライフライン)
 - ・防災用簡易ライト、非常用給水袋(警戒レベル4避難指示までに必ず避難、風水害・土砂災害から身を守ろう)
 - ・冊子 まるわかりトラックミニ百科
- また、各地域にPR用啓発品を送付。

(2) 協会事業の広報について

・一般紙掲載

奈良新聞より、定時総会の取材があり掲載。奈良新聞、朝日新聞(全国高校野球朝刊挟み込み)にトラックドライバーの働き方改革推進広告掲載。

・広報誌「トラック奈良」8月号に飲酒運転根絶の取組を特集として掲載。

松村常務理事より、9月14日(土)付トラックの日奈良新聞一面広告(案)、奈良テレビ放送全国高等学校野球選手権CM及び朝日新聞全国高校野球選手権挟み込みにトラックドライバーの働き方改革推進広告を掲載、朝日新聞については、奈良県予選会場でも配布されたことを説明。また、増加している飲酒運転の根絶の新たな取り組みとして奈良運輸支局と連名で「点呼」は安全運行の要の標語を入れたミニのぼり旗を作成、今後、奈良テレビ放送で飲酒運転根絶に係る協会の取り組みについて取材放映の予定があること、県内の高校の自転車通学の生徒を対象に、県のバーチャルユーザー「奈々鹿」のクリアファイルを作成したことを説明した。



▲前列左2人目から 萩原副会長 竹長委員長 大川副委員長

奈良県から脱炭素・水素社会推進のためヒヤリング

日時：令和6年8月6日(火) 午前10時～

場所：奈良県トラック会館

奈良県環境森林部 脱炭素・水素社会推進課及び産業部産業創造課から、今後のトラックの脱炭素・水素利用普及に向けたヒヤリングが行われました。協会からは吉岡運送（株）、ヤマト運輸（株）が参加し、協会が行っている環境対策事業、脱炭素化に向けた現状を説明。県からは物流事業者向けの太陽光発電設備・定置用蓄電池の導入補助の案内がありました。



▲県にEVトラックの設備を説明
～協力 ヤマト運輸（株）～

尾崎俊之 奈良県危機管理監へ報告

令和6年8月8日（木）、奈良県トラック協会 塚本哲夫会長が尾崎危機管理監を訪問し、災害対策啓発冊子を、十津川村等へ配布したこと等について報告しました。

尾崎危機管理監から、協会の能登半島地震被災地への救援物資輸送に係る対応や奈良県防災総合訓練等について話がありました。



▲写真右が尾崎危機管理監



奈良県警察本部 猪原正義 警備部長を訪問

令和6年8月8日（木）、公益社団法人奈良県トラック協会は、猪原警備部長を訪問し、「警戒レベル4 避難指示までに必ず避難 風水害・土砂災害から身を守ろう」の災害対策啓発冊子の配布状況について説明しました。

猪原警備部長は、「既に、県内の各警察署に冊子を配布し、活用させていただいております。」と謝意を表されました。



令和6年度 第1回運行管理者試験対策講習会

関係法令等の講習（5時間）

日時 令和6年7月7日（日）10:00～16:00 出席37名（27社）

模擬試験の実施／解答、解説（5時間）

日時 令和6年7月28日（日）10:00～16:00 出席29名（20社）

講師：独立行政法人自動車事故対策機構 奈良支所 チーフ 向山 諒氏

令和6年度第1回運行管理者試験合格に向けて、会員事業者の従業員を対象に講習会を開催しました。

7月7日に貨物自動車運送事業法等の関係法令について要点を解説、7月28日に模擬試験の実施及び解答・解説を行い、延べ66名が受講しました。

受講者へのアンケートでは、約7割が初めて今回の運行管理者試験を受験し、約9割から参考になったと回答がありました。

なお、運行管理者試験はCBT試験（Computer Based Testing）のみで行われ、8月3日（土）から9月1日（日）の期間で実施されます。

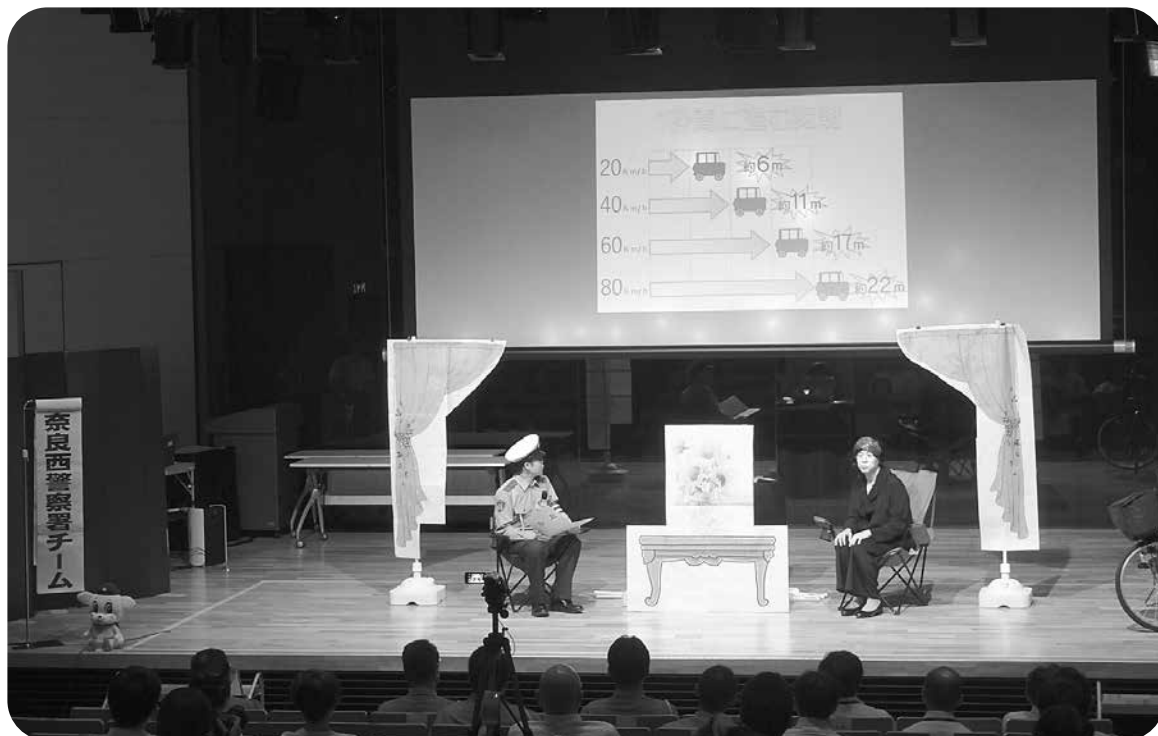


▲講習会の様子

令和6年度 奈良県交通安全教育コンクール ～交通事故のないやすらぎの大和路づくり～

日時：令和6年8月8日(木) 午後2時～

場所：奈良公園バスターミナル2階 レクチャーホール



▲最優秀賞の奈良西署の模擬発表



交通安全教育コンクールとは？

県内の警察官と交通安全ボランティアが、「高齢者の交通事故防止」をテーマに交通安全教育の模擬発表を行い、その内容を競い合うものです。

県内の交通事故情勢や交通ルール・マナーを知る絶好の機会ですので、皆さんお誘い合わせの上、観に来てください。



～ 次 第 ～

- 1 開会
- 2 警察本部長挨拶
- 3 審査員紹介
- 4 発表
1番 高田警察署チーム 4番 生駒警察署チーム
2番 天理警察署チーム 5番 郡山警察署チーム
3番 奈良西警察署チーム 6番 桜井警察署チーム
- 5 奈良県警察音楽隊による演奏
- 6 表彰式
- 7 交通部長による講評
- 8 閉会



高齢者の交通事故を防止するために



▲宮西健至本部長

県内の警察官と交通安全ボランティアが「高齢者の交通事故防止」をテーマに交通安全教育の模擬発表を行い、その内容を競い合いました。昨年までは警察関係者のみが観覧していましたが、12回目の今年は、より多くの一般県民にも自由に見ても

らおうと、奈良公園バスターミナルのレクチャーホールで開催。冒頭、奈良県警察本部の宮西健至本部長が「県民の一人一人が交通ルールを理解し守るための基礎となる交通安全教育は重要であり、高齢者の交通事故防止をテーマとした本コンクールがもつ役割は大きい。効果的な交通安全教育の推進により交通事故のない安全で安心して暮らせる奈良県となることを祈念する」とあいさつ。コンクールは予選を勝ち上がった高田、天理、奈良西、生駒、郡山、桜井の6警察署がそれぞれ民間のボランティアと協力して寸劇仕立てで

発表し、小道具やストーリーを練り、持ち時間10分で、横断歩道の正しい渡り方や自転車の規則などをユーモラスに呼びかける内容でした。

(公社)奈良県トラック協会は、来場者用の啓発品と、入賞者への副賞で後援。当日は塚本哲夫会長が見学しました。審査の結果、奈良西署が最優秀賞、生駒署が優秀賞を受賞。つめかけた警察や行政の関係者、一般の家族連れや高齢者らから大きな拍手を受けました。

しごとフェスタ2024

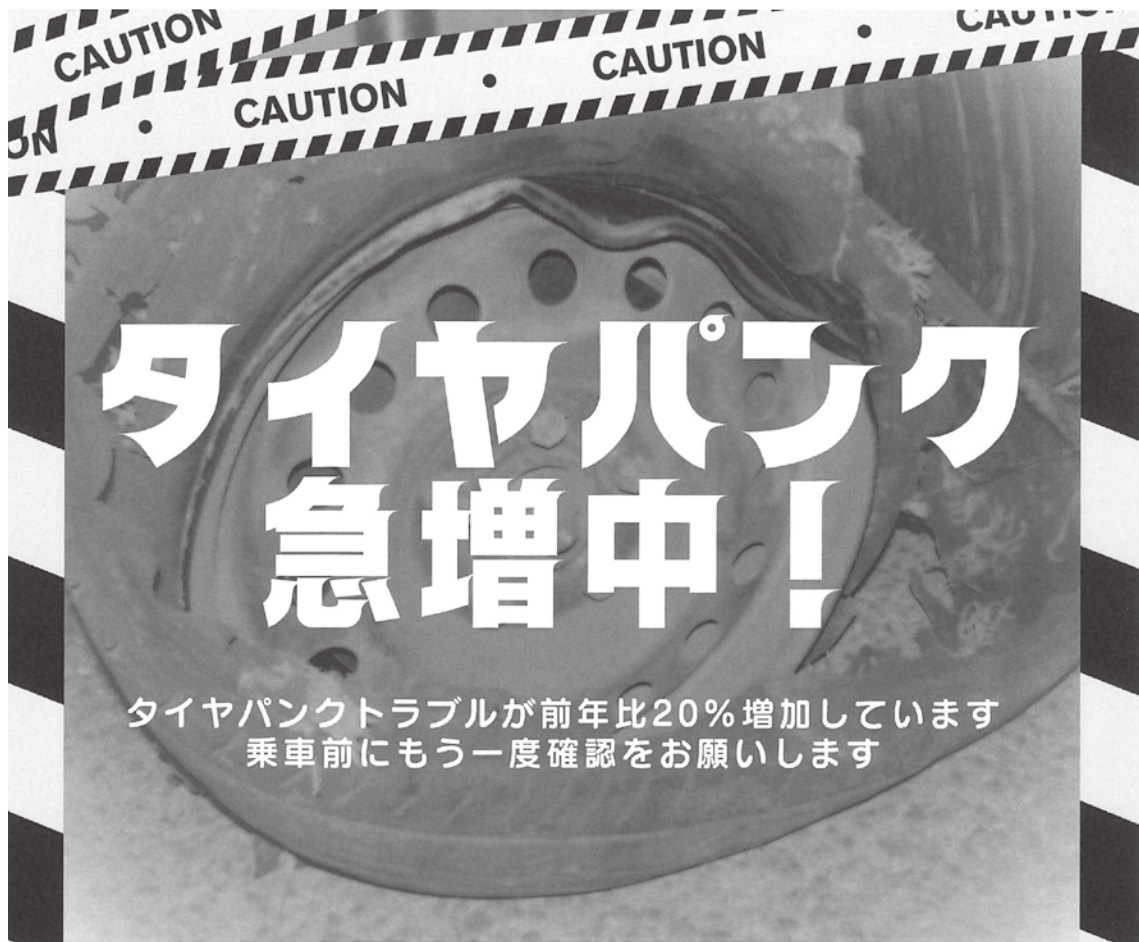
日時：令和6年8月3日(土) 午前9時15分～

場所：ポリテクセンター奈良（橿原市城殿町）

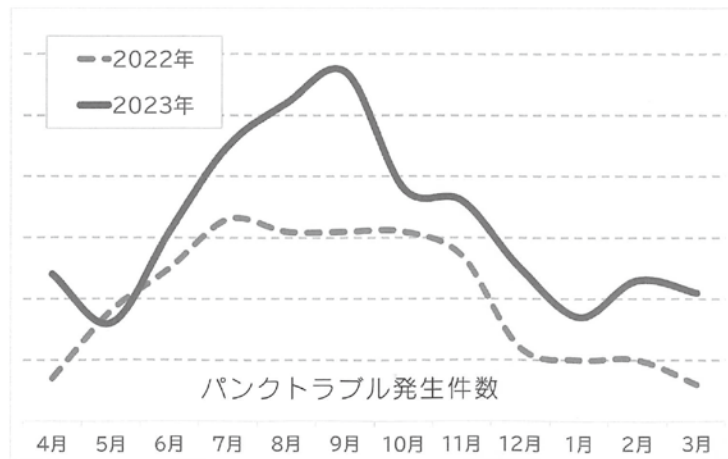
奈良労働局・ハローワーク主催で「親子で学べる！楽しめる！職業体験！！ しごとフェスタ2024」が開催され、路線バス、タクシー車両、大型トラックの展示等がされました。



近畿交通共済からのお知らせ



タイヤパンクトラブルが前年比20%増加しています
乗車前にもう一度確認をお願いします



車両点検の励行をお願いします

自動車共済・自賠償共済はぜひ近畿共済でご契約を

近畿共済は、組合員のみなさまと一体となって事故防止に努力しています

お問い合わせ・ご連絡は当組合奈良事務所 0742-90-0510

安全衛生大会の案内



令和6年度（第50回）

奈良県産業安全衛生大会

～ 労働災害防止・働く人の健康確保・快適職場づくり
を図り奈良県内の産業の発展に寄与する大会 ～

【と き】 令和6年10月18日（金）
開場 12:00 開会 13:00

【ところ】 かしはら万葉ホール
橿原市小房町 11 番 5 号

【参加費】 無 料

- 主 唱 奈良労働局 / 奈良・葛城・桜井・大淀労働基準監督署
- 主 催 奈良県労働災害防止関係団体連絡協議会
公益社団法人奈良県労働基準協会
建設業労働災害防止協会奈良県支部
林業・木材製造業労働災害防止協会奈良県支部
陸上貨物運送事業労働災害防止協会奈良県支部
公益社団法人建設荷役車両安全技術協会奈良県支部
- 後 援 奈良県 / 橿原市
奈良県商工会議所連合会 / 奈良県商工会連合会 / 奈良県中小企業団体中央会 /
一般社団法人奈良経済産業協会 / 一般財団法人奈良県健康づくり財団 /
一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会奈良支部 /
独立行政法人労働者健康安全機構奈良産業保健総合支援センター /
一般社団法人奈良県医師会 / 一般社団法人奈良県歯科医師会

令和6年度（第50回）

奈良県産業安全衛生大会プログラム



第1部（13：00）

- 1 開会式
 国歌斉唱
 黙 禱
 開会の辞 建設業労働災害防止協会奈良県支部長 山辺 元康
 主催者挨拶 奈良県労働災害防止関係団体連絡協議会長
 公益社団法人 奈良県労働基準協会長 植田 良壽
 主唱者挨拶 奈良労働局長 橋口 忠
 祝 辞 奈良県知事 山下 真
 檀 原 市長 亀田 忠彦
- 2 表彰式
 (1) 公益社団法人 奈良県労働基準協会長賞
 建設業労働災害防止協会奈良県支部長賞
 林業・木材製造業労働災害防止協会奈良県支部長賞
 陸上貨物運送事業労働災害防止協会奈良県支部長賞
 公益社団法人建設荷役車両安全技術協会奈良県支部長賞
 (2) 3ヵ月無災害運動達成事業場表彰
 (3) 謝 辞 公益社団法人建設荷役車両安全技術協会奈良県支部 受賞者代表
- 3 大会宣言
 林業・木材製造業労働災害防止協会奈良県支部長 丸 敏幸
- 4 ストレッチ体操
 独立行政法人 労働者健康安全機構
 大阪労災病院 治療就労両立支援センター 作業療法士 篠浦 泰幾

第2部（14：30）

- 1 事例発表 『Safety First 感察と対話で繋げる安全意識』
 ～安全の風土を変える～
 株式会社ジェイテクトマシンシステム 結崎工場 工場長 田井 祐司
- 2 特別講演 『大神神社にご奉仕して』
 ～信仰に生きる・働くということ～』
 大神神社 権禰宜（秘書室長） 高山 裕宇
- 3 閉会の辞
 陸上貨物運送事業労働災害防止協会奈良県支部長 塚本 哲夫

小さなヒヤリも 大事な気づき 声に出して災害ゼロ

奈良県における令和5年の労働災害（コロナウイルス関連を除く）は、死亡者数が4名（令和4年4名）、休業4日以上死傷者数が1,370名（令和4年1,323名）となり、死亡者数、休業4日以上死傷者数ともに横ばいとなりました。

なお、本年6月末現在の休業4日以上死傷者数は前年の482名から466名へ、死亡者数は2名から1名へといずれも減少傾向にあります。

また、令和6年は国が定めた第14次労働災害防止計画の2年目に当たり、本大会も50回目の節目の開催を迎えます。私たちは、人命尊重という基本理念の下、自主的な労働災害防止活動を積極的に推進し、労働災害ゼロ、労働者の安全・安心・快適職場の形成を築くため、労使一丸となり取組を進める必要があります。

経営トップ、安全衛生管理スタッフ、管理監督者、労務管理者、労働者等多くの皆さまには、公私ご多用のこととは存じますが、本大会の開催趣旨にご賛同を賜り、積極的なご参加をいただきますようご案内申し上げます。

【事例発表】『Safety First 感察と対話で繋げる安全意識』

～安全の風土を変える～

※令和6年度奈良労働局長奨励賞 受賞

【発表者】 た い ゆう じ 田井祐司氏

【肩書】 株式会社ジェイテクトマシンシステム 結崎工場
インタミジョイント事業本部 工場長

【会社案内】

会社名	株式会社ジェイテクトマシンシステム
設立	1961年8月8日
資本金	11億円
従業員数	1283名
代表者	取締役社長 宮藤 賢士
住所	本社 大阪府八尾市南植松町2丁目34番地 結崎工場 奈良県磯城郡川西町結崎1610番地7 五條工場 奈良県五條市住川町1392番地
事業内容	工作機械 FAシステム 精密機器 ドライブシャフト インターミディエイトシャフト



おおみわじんじゃ

【特別講演】『大神神社にご奉仕して』

～信仰に生きる・働くということ～

講師：おおみわじんじゃ 大神神社 ごんねぎ 権禰宜 たか 高山 やま 裕 ゆう 宇氏

【プロフィール】 昭和51年9月20日生まれ。神奈川県藤沢市出身。
平成11年3月 皇學館大学文学部神道学科卒業
神社本庁神職資格 明階 授与
大神神社出仕
平成13年4月 大神神社権禰宜(神社本庁)
平成27年3月 経理部調度課長
平成30年4月 神職身分二級(神社本庁)
令和元年5月 総務部総務課長
令和3年7月 三輪山会館部次長(兼)
令和5年6月 秘書室長



奈良県産業安全衛生大会 参 加 申 込 書

事業場名	
所在地	(電話)
参加の有無	参加する ・ 参加しない (○印を付けてください。)
参加人数	人

申込票送付先

陸上貨物運送事業労働災害防止協会奈良県支部

〒639-1037 大和郡山市額田部北町 981-6 奈良県トラック会館内

電話 0743-23-1200

FAX 0743-56-2228

- 注意 1 この参加申込票は、会場整理の都合上、10月10日(木)までに上記
送付先へ提出してください。
- 2 本大会参加は、無料です。

----- 切り取り線 -----

奈良県産業安全衛生大会 参加券 兼 申込書控

貴事業場が加入している災害防止団体に○を付けて下さい。		(公社) 奈良県労働基準協会
		建設業労働災害防止協会奈良県支部
		林業・木材製造業労働災害防止協会奈良県支部
	○	陸上貨物運送事業労働災害防止協会奈良県支部
		(公社) 建設荷役車両安全技術協会奈良県支部
		その他、上記の団体に属さない事業場
事業場名		
所在地		
参加者 (役職氏名)		

- 注意 1 本大会当日必ず持参してください。
- 2 本参加券は大会資料引換券となります。

厚生労働省からのお知らせ

STOP！熱中症

クールワークキャンペーン

職場での熱中症により毎年約20人が亡くなり、約800人が4日以上仕事を休んでいます。



労働災害防止キャラクター
チューイカン吉

準備

キャンペーン期間

4月

5月

6月

7月

8月

9月

重点取組



キャンペーン
実施要項

準備期間（4月）にすべきこと

きちんと実施されているかを確認し、チェックしましょう

<input type="checkbox"/>	労働衛生管理体制の確立	事業場ごとに熱中症予防管理者を選任し熱中症予防の責任体制を確立
<input type="checkbox"/>	暑さ指数の把握の準備	JIS規格に適合した暑さ指数計を準備し、点検
<input type="checkbox"/>	作業計画の策定	暑さ指数に応じた休憩時間の確保、作業中止に関する事項を含めた作業計画を策定
<input type="checkbox"/>	設備対策の検討	暑さ指数低減のため簡易な屋根、通風または冷房設備、散水設備の設置を検討
<input type="checkbox"/>	休憩場所の確保の検討	冷房を備えた休憩場所や涼しい休憩場所の確保を検討
<input type="checkbox"/>	服装の検討	透湿性と通気性の良い服装を準備、送風や送水により身体を冷却する機能をもつ服の着用も検討
<input type="checkbox"/>	緊急時の対応の事前確認	緊急時の対応を確認し、労働者に周知
<input type="checkbox"/>	教育研修の実施	管理者、労働者に対する教育を実施

【主唱】厚生労働省、中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会、一般社団法人全国警備業協会 【協賛】公益社団法人日本保安用品協会、一般社団法人日本電気計測器工業会 【後援】関係省庁（予定）



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

(R6.2)

キャンペーン期間（5月～9月）にすべきこと

STEP
1

暑さ指数の把握と評価

- JIS規格に適合した暑さ指数計で暑さ指数を随時把握
地域を代表する一般的な暑さ指数（環境省）を参考とすることも有効



環境省
熱中症予防情報
サイト

STEP
2

測定した暑さ指数に応じて以下の対策を徹底

□ 暑さ指数の低減	準備期間に検討した設備対策を実施
□ 休憩場所の整備	準備期間に検討した休憩場所を設置
□ 服装	準備期間に検討した服装を着用
□ 作業時間の短縮	作業計画に基づき、暑さ指数に応じた休憩、作業中止
□ 暑熱順化への対応	熱に慣らすため、7日以上かけて作業時間の調整 ※新規入職者や休み明け労働者は別途調整することに注意
□ 水分・塩分の摂取	水分と塩分を定期的に摂取（水分等を携行させる等を考慮）
□ プレクーリング	作業開始前や休憩時間中に深部体温を低減
□ 健康診断結果に基づく対応	次の疾病を持った方には医師等の意見を踏まえ配慮 ①糖尿病、②高血圧症、③心疾患、④腎不全、⑤精神・神経関係の疾患、⑥広範囲の皮膚疾患、⑦感冒、⑧下痢
□ 日常の健康管理	当日の朝食の未摂取、睡眠不足、前日の多量の飲酒が熱中症の発症に影響を与えることを指導し、作業開始前に確認
□ 作業中の労働者の健康状態の確認	巡視を頻繁に行い声をかける、「バディ」を組ませる等労働者にお互いの健康状態を留意するよう指導
□ 異常時の措置	少しでも本人や周りが異変を感じたら、必ず一旦作業を離れ、病院に搬送する（症状に応じて救急隊を要請）などを措置 ※全身を濡らして送風することなどにより体温を低減 ※一人きりにしない

重点取組期間（7月）にすべきこと

- 暑さ指数の低減効果を再確認し、必要に応じ対策を追加
- 暑さ指数に応じた作業の中断等を徹底
- 水分、塩分を積極的に取らせ、その確認を徹底
- 作業開始前の健康状態の確認を徹底、巡視頻度を増加
- 熱中症のリスクが高まっていることを含め教育を実施
- 体調不良の者に異常を認めるときは、躊躇することなく救急隊を要請

第126回 トラック運送業界の景況感（速報）

第126回

トラック運送業界の景況感（速報）

令和6年4月～6月期

日銀短観（2024年6月調査）における大企業製造業の業況判断DIは、前回から2ポイント改善し、景気の底堅さを示す結果となった。

こうしたなか、トラック運送業においては、今期は運賃・料金水準は改善基調にあるものの、燃料高・物価高等に対するコスト転嫁の進捗が遅れていることを背景に、業界の景況感は一転▲31.4（前回▲26.1）と5.3ポイント悪化した。

なお、来期見通しは、事業環境の不透明感を背景に、▲41.3（今回▲31.4）と9.9ポイント悪化の見込みである。

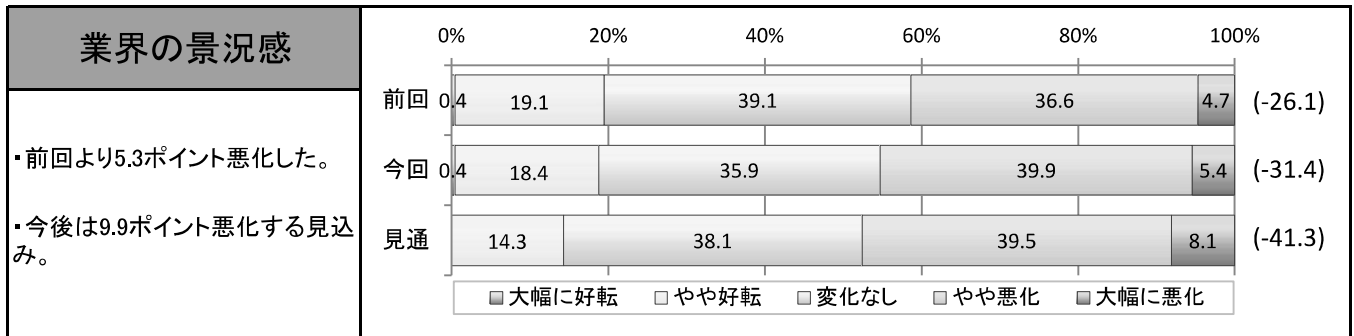
詳細は（公社）全日本トラック協会のホームページをご覧ください。

◆全日本トラック協会ホームページ

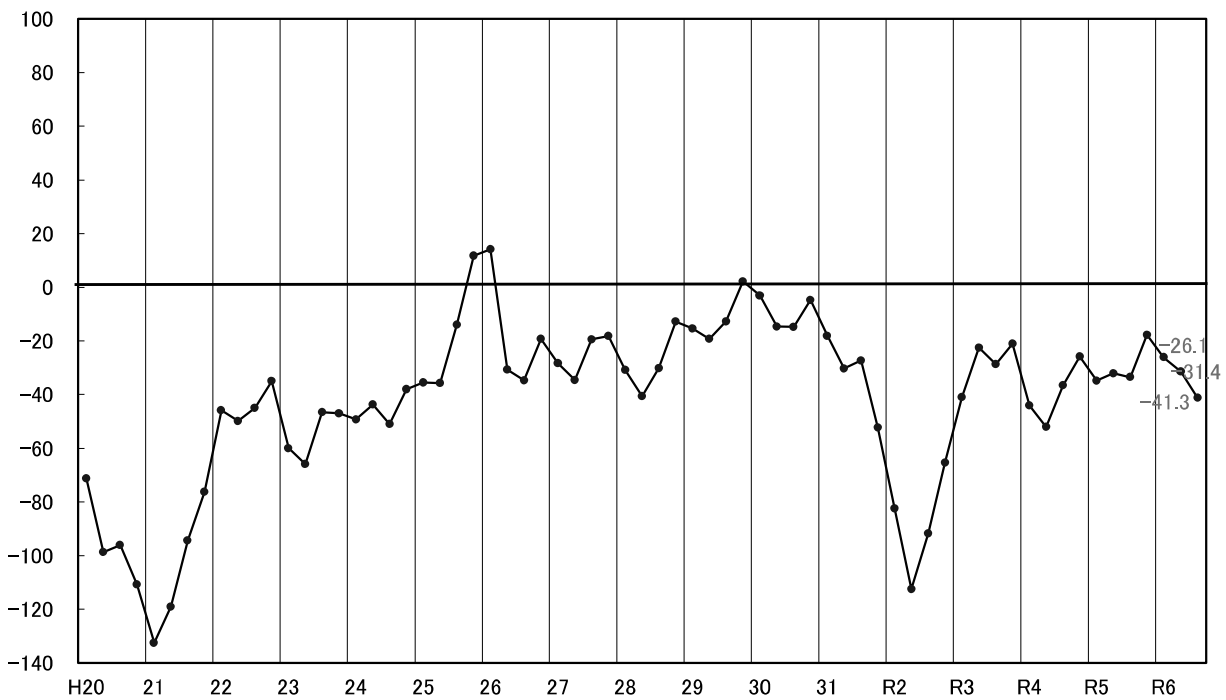
HOME > 会員の皆様へ > 調査・研究 > トラック運送業界の景況感（速報）

1 業界の景況感: 今回(令和6年4月~6月期)の概況と今後の見通し

今回の状況	・今回は運賃・料金の水準は改善基調にあるものの、燃料高・物価高等に対するコスト転嫁の進捗が遅れていることを背景に、業界の景況感は▲31.4(前回▲26.1)と5.3ポイント悪化した。
今後の見通し	・来期見通しは、事業環境の不透明感を背景に、▲41.3(今回▲31.4)と9.9ポイント悪化の見込みである。



トラック運送業界の景況感の推移(H20以降)



(注1) 各グラフ(3段の横棒グラフ)の上段は前回(R6.1月~3月期)の状況、中段は今回(R6.4月~6月期)の状況、下段は今後(R6.7月~9月期)の見通しを示す。いずれも前年同期比の回答である。

(注2) 各グラフ(3段の横棒グラフ)の構成比は四捨五入のため、合計が100にならない場合がある。

(注3) 各グラフ(3段の横棒グラフ)右側にあるカッコ内は判断指数。各判断指数は、各設問の回答に対し、「大幅に増加・上昇・好転、労働力不足」は+2、「やや増加・上昇・好転、労働力不足」は+1、「横ばい」は0、「やや減少・低下・悪化、労働力過剰」は-1、「大幅に減少・低下・悪化、労働力過剰」は-2の点数に置き換え、平均を100倍することにより各判断指数を算出している。

A (設問Aの回答者数) = $a_1+a_2+a_3+a_4+a_5$ (設問Aの選択肢1~5の回答数の和)

指標 = $\{(+2 \times a_1) + (+1 \times a_2) + (0 \times a_3) + (-1 \times a_4) + (-2 \times a_5)\} \div A \times 100$

2 共通の概況①:今回(令和6年4月～6月期)の状況と今後の見通し

今回の状況	<ul style="list-style-type: none"> 実働率は▲17.5(前回▲11.9)と5.6ポイント悪化、実車率は▲14.3(前回▲14.9)と0.6ポイント改善した。 運転者の採用動向は▲16.6(前回▲19.1)と2.5ポイント上昇、運転者の雇用動向(労働力の不足感)は74.0(前回82.6)と8.6ポイント低下し(不足感は弱くなった)、労働力の不足感は緩和した。
今後の見通し	<ul style="list-style-type: none"> 実働率は▲22.0(今回▲17.5)と4.5ポイント悪化、実車率は▲20.2(今回▲14.3)と5.9ポイント悪化し、輸送効率は悪化する見込みである。 運転者の採用動向は▲21.5(今回▲16.6)と4.9ポイント低下し、運転者の雇用動向は83.4(今回74.0)と9.4ポイント上昇し、運転者労働力の不足感は強くなる見込みである。



(注4)雇用状況については、上段は前回(R6.1月～3月期)の状況、中段は今回(R6.4月～6月期)の状況、下段は今後(R6.7月～9月期)の見通しを示しているが、前回及び今回は前年同期比ではなく「その期の状況」を、見通しは「前年同期比の見通し」を集計している。

3 共通の概況②:今回(令和6年4月~6月期)の状況と今後の見通し

今回の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 所定外労働時間は▲46.6(前回▲36.2)と10.4ポイント減少、貨物の再委託(下請運送会社への委託割合)は▲14.3(前回▲4.7)と9.6ポイント減少した。 ・ 経常損益は▲13.9(前回▲26.4)と12.5ポイント改善した。
今後の見通し	<ul style="list-style-type: none"> ・ 所定外労働時間は▲49.3(今回▲46.6)と2.7ポイント減少し、貨物の再委託は▲19.3(今回▲14.3)と5.0ポイント減少の見込みである。 ・ 経常損益は▲22.4(今回▲13.9)と8.5ポイント悪化する見込みである。

所定外労働時間																													
<ul style="list-style-type: none"> ・ 前回より10.4ポイント減少した。 ・ 今後は2.7ポイント減少する見込み。 	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>大幅に増加</th> <th>やや増加</th> <th>横ばい</th> <th>やや減少</th> <th>大幅に減少</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>前回</td> <td>0.4%</td> <td>4.7%</td> <td>56.2%</td> <td>35.7%</td> <td>3.0%</td> <td>(-36.2)</td> </tr> <tr> <td>今回</td> <td>0.4%</td> <td>3.6%</td> <td>48.9%</td> <td>43.0%</td> <td>4.0%</td> <td>(-46.6)</td> </tr> <tr> <td>見通し</td> <td>0.4%</td> <td>2.7%</td> <td>48.0%</td> <td>44.8%</td> <td>4.0%</td> <td>(-49.3)</td> </tr> </tbody> </table>	項目	大幅に増加	やや増加	横ばい	やや減少	大幅に減少	合計	前回	0.4%	4.7%	56.2%	35.7%	3.0%	(-36.2)	今回	0.4%	3.6%	48.9%	43.0%	4.0%	(-46.6)	見通し	0.4%	2.7%	48.0%	44.8%	4.0%	(-49.3)
項目	大幅に増加	やや増加	横ばい	やや減少	大幅に減少	合計																							
前回	0.4%	4.7%	56.2%	35.7%	3.0%	(-36.2)																							
今回	0.4%	3.6%	48.9%	43.0%	4.0%	(-46.6)																							
見通し	0.4%	2.7%	48.0%	44.8%	4.0%	(-49.3)																							
貨物の再委託 (下請運送会社への委託割合)																													
<ul style="list-style-type: none"> ・ 前回より9.6ポイント減少した。 ・ 今後は5.0ポイント減少する見込み。 	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>大幅に増加</th> <th>やや増加</th> <th>変わらない</th> <th>やや減少</th> <th>大幅に減少</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>前回</td> <td>1.3%</td> <td>13.9%</td> <td>66.0%</td> <td>20.4%</td> <td>0.4%</td> <td>(-4.7)</td> </tr> <tr> <td>今回</td> <td>0.4%</td> <td>13.5%</td> <td>61.0%</td> <td>21.5%</td> <td>3.6%</td> <td>(-14.3)</td> </tr> <tr> <td>見通し</td> <td>0.4%</td> <td>10.3%</td> <td>62.8%</td> <td>22.4%</td> <td>4.0%</td> <td>(-19.3)</td> </tr> </tbody> </table>	項目	大幅に増加	やや増加	変わらない	やや減少	大幅に減少	合計	前回	1.3%	13.9%	66.0%	20.4%	0.4%	(-4.7)	今回	0.4%	13.5%	61.0%	21.5%	3.6%	(-14.3)	見通し	0.4%	10.3%	62.8%	22.4%	4.0%	(-19.3)
項目	大幅に増加	やや増加	変わらない	やや減少	大幅に減少	合計																							
前回	1.3%	13.9%	66.0%	20.4%	0.4%	(-4.7)																							
今回	0.4%	13.5%	61.0%	21.5%	3.6%	(-14.3)																							
見通し	0.4%	10.3%	62.8%	22.4%	4.0%	(-19.3)																							
経常損益																													
<ul style="list-style-type: none"> ・ 前回より12.5ポイント改善した。 ・ 今後は8.5ポイント悪化する見込み。 	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>大幅に好転</th> <th>やや好転</th> <th>変化なし</th> <th>やや悪化</th> <th>大幅に悪化</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>前回</td> <td>0.9%</td> <td>22.1%</td> <td>34.5%</td> <td>34.9%</td> <td>7.7%</td> <td>(-26.4)</td> </tr> <tr> <td>今回</td> <td>1.8%</td> <td>24.7%</td> <td>36.8%</td> <td>31.4%</td> <td>5.4%</td> <td>(-13.9)</td> </tr> <tr> <td>見通し</td> <td>0.4%</td> <td>20.2%</td> <td>42.6%</td> <td>30.0%</td> <td>6.7%</td> <td>(-22.4)</td> </tr> </tbody> </table>	項目	大幅に好転	やや好転	変化なし	やや悪化	大幅に悪化	合計	前回	0.9%	22.1%	34.5%	34.9%	7.7%	(-26.4)	今回	1.8%	24.7%	36.8%	31.4%	5.4%	(-13.9)	見通し	0.4%	20.2%	42.6%	30.0%	6.7%	(-22.4)
項目	大幅に好転	やや好転	変化なし	やや悪化	大幅に悪化	合計																							
前回	0.9%	22.1%	34.5%	34.9%	7.7%	(-26.4)																							
今回	1.8%	24.7%	36.8%	31.4%	5.4%	(-13.9)																							
見通し	0.4%	20.2%	42.6%	30.0%	6.7%	(-22.4)																							

【調査の概要】

平成5年3月より開始、以降3カ月ごとに実施。第126回調査は、令和6年7月1日に、モニターに対して調査開始、令和6年7月31日回収分までを集計。

特積	一般	回答事業者全体
77	467	482

飲酒運転の根絶を目指して

飲酒運転が事業者に及ぼす影響

事業停止・信用失墜・経営破綻!!

飲酒運転（酒酔い運転、酒気帯び運転）は、きわめて悪質で危険な犯罪行為です。万一、ドライバーが飲酒運転をし、それを会社が容認していた場合や飲酒運転による事故を起こした場合、飲酒運転防止への指導監督が不十分であった場合などは、事業停止や自動車使用禁止等の厳しい処分を受けることになり、社会的な信用も失墜して、経営に重大な影響を及ぼします。



事業停止
車両使用停止処分

飲酒運転に対する行政処分

運転者が飲酒運転を引き起こした場合

初違反 100日車
再違反 200日車

★上記行政処分に加えて、事業者の指導監督義務違反や下命・容認等があった場合は、下記の行政処分が行われます。

事業者が飲酒運転を下命・容認した場合

違反営業所に対して
14日間の事業停止

飲酒運転を伴う重大事故を引き起こし、かつ事業者が飲酒運転に係る指導監督義務違反の場合

違反営業所に対して
7日間の事業停止

事業者が飲酒運転に係る指導監督義務違反の場合

違反営業所に対して
3日間の事業停止

信用失墜 経営破綻

飲酒運転は会社のイメージを極端に悪化させ、荷主の信頼を失うだけでなく社会的信用も失墜して、経営破綻に繋がります。



飲酒運転の下命・容認と刑事処分

道路交通法第75条において、自動車の使用者（事業者等）や自動車の運行の管理を行う者（運行管理者等）は、飲酒運転や過労運転、過積載運転等を下命・容認してはならないと定められています。これに違反した場合には、下命・容認した事業者等や運行管理者等が懲役等の刑事処分を受けます。

軽油価格調査集計表(2024年6月)

令和6年7月25日現在
(公社)全日本トラック協会

2024年6月

単純集計表

地区：近畿/県(沖縄除)：全県

	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
	125.98	115.23	125.62

2024年6月

元売別集計表

地区：近畿/県(沖縄除)：全県

元売名	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
ENEOS	123.53	115.37	130.26
出光昭和シェル	142.88	117.11	124.00
キグナス		113.83	
コスモ	117.25	114.61	126.83
その他	123.40	115.07	119.73

2024年6月

月間購入量別集計表

地区：近畿/県(沖縄除)：全県

月間購入量	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
30キロリットル未満	127.42	115.36	126.68
30～50キロリットル未満	127.00	114.87	119.25
50～100キロリットル未満	120.63	115.96	
100キロリットル以上	122.50	114.54	

2024年6月

支払期限別集計表

地区：近畿/県(沖縄除)：全県

支払期限	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
30日未満	121.00	114.64	125.47
30～60日未満	126.21	115.02	125.66
60日以上	141.00	118.10	

軽油価格推移表

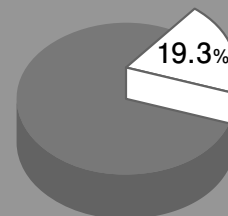
地区：近畿/県(沖縄除)：全県

	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
2024年2月	128.47	114.48	126.83
2024年3月	123.79	115.42	124.88
2024年4月	127.79	115.32	125.32
2024年5月	129.81	114.72	124.44
2024年6月	125.98	115.23	125.62

※消費税抜きの価格となります。

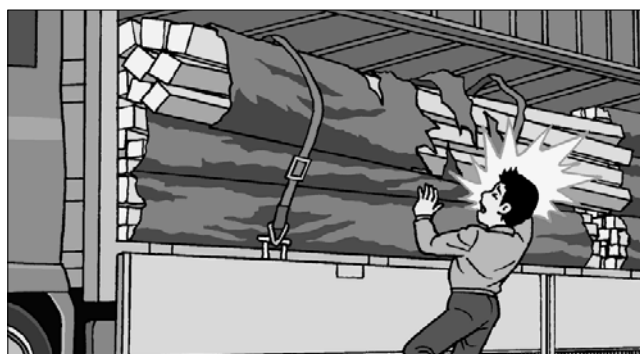
重大な労働災害を防ぐためには

2 トラック・荷台等での荷崩れによる死亡災害



「トラック・荷台等での荷崩れ」による死亡災害事例を分析すると、「積みおろし時における被災」がこれら事例の半数以上を占めており、荷物の固定・固縛^{こばく}が不適切だった例が多く見られました。通常、積みおろし担当者は積付け時の状況が分からないため、積みおろし時の危険を的確に把握できず、その結果災害に至ってしまうケースがあります。

事例 1 固定ベルトを外した途端に多くの角材が落下（死亡災害）



被災者は、トラック（ウイング車）の積荷である角材180本の束の積み付け状況を点検していました。角材はラッシングベルトで固定されていたものの、点検のためベルトを緩めたところ、角材の束が崩壊し、被災者は角材の下敷きになりました。なお、同被災者は保護帽を着用していませんでした。

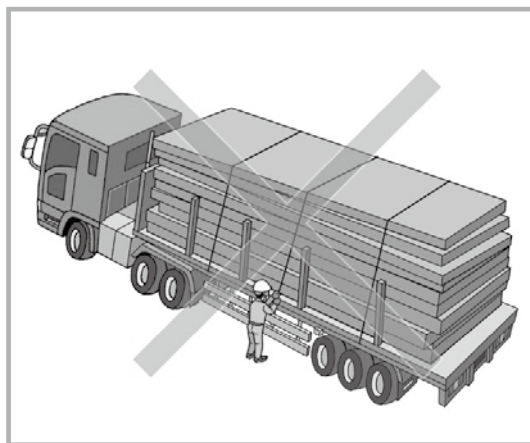
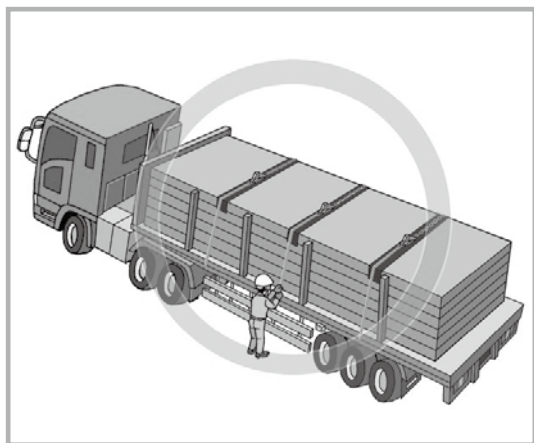
事例 2 ドラム缶とともに転落。ドラム缶が被災者に直撃（死亡災害）



被災者は、積載されているドラム缶を、トレーラーコンテナの奥からフォークリフトのあるトラック荷台側面に移動させる作業をしていましたが、コンテナから地面へドラム缶とともに転落し、ドラム缶が被災者に直撃しました。なお、コンテナ内部の底面には雪が残っており、非常に滑りやすい状態でした。

▶ 労働災害を防ぐためのポイント!

対 策 積付け時には、積荷の状態を確認すること(積みおろし配慮)



ひとこと アドバイス

荷崩れが起きやすいような形で積付けが行われると、積みおろしの際に非常に危険です。積みおろし担当者が安全な積みおろしができることを前提に、積付け時の積みおろし配慮を行いましょ。また、荷崩れを防ぐために、適切な固定・固縛を行うなど、適正な方法で荷を固定させることが非常に重要です。

その他、事業者・作業者は次のような対策を講じましょ

- ▶ 作業手順書を作成ましょ
- ▶ 積荷の状態に応じて作業指揮者を定めましょ
- ▶ 荷の固定・固縛方法に係る研修を実施ましょ
- ▶ 積付け・積みおろし時に渡し板等が必要な場合には、板の脱落防止や荷の滑り止め措置を実施ましょ
- ▶ トラックの走行途中で積荷の固定・固縛方法を点検ましょ
- ▶ 荷崩れに繋がりがりやすい荒い運転(急制動、急発進、急旋回など)をしないましょ
- ▶ 荷台のあおりやウイング等を動かす際には、事前に荷が立てかけられていないかを確認ましょ



参考資料

「安全輸送のための積付け・固縛方法」では、荷崩れを防ぐための積付け・固縛時の注意点などについて紹介していますので、参考にしてください。

資料提供：公益社団法人全日本トラック協会



トラックの構造上の特性

1 車高と運転

① 車高と車間距離の見え方

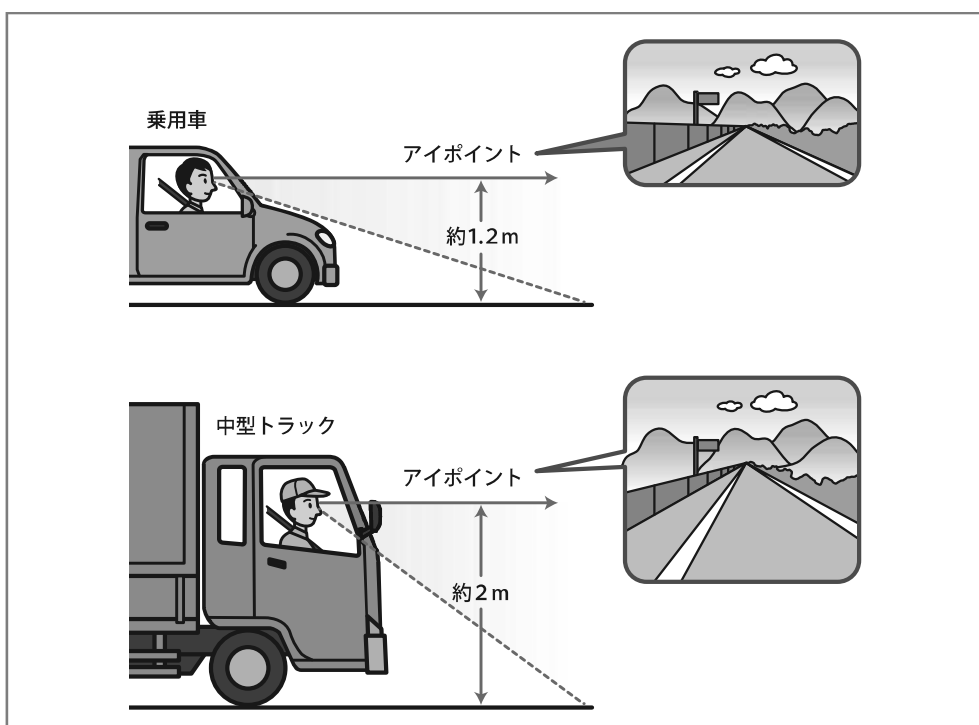
◆トラックはアイポイントが高い

トラックは運転席が高いために、ドライバーのアイポイント（視点）も高く、上から路面を見下ろすかたちになり、手前の路面がよく見えます（図23）。そのため短い車間距離であっても長いように感じやすく、知らず知らずのうちに車間距離をつめてしまう傾向があります。これが追突事故の要因の一つになっていると考えられます。

また、トラックへの苦情としてもっとも多い「あおり」行為も、こうしたトラックの特性が関わっていると考えられますから、意識して車間距離を長くとるようにしましょう。



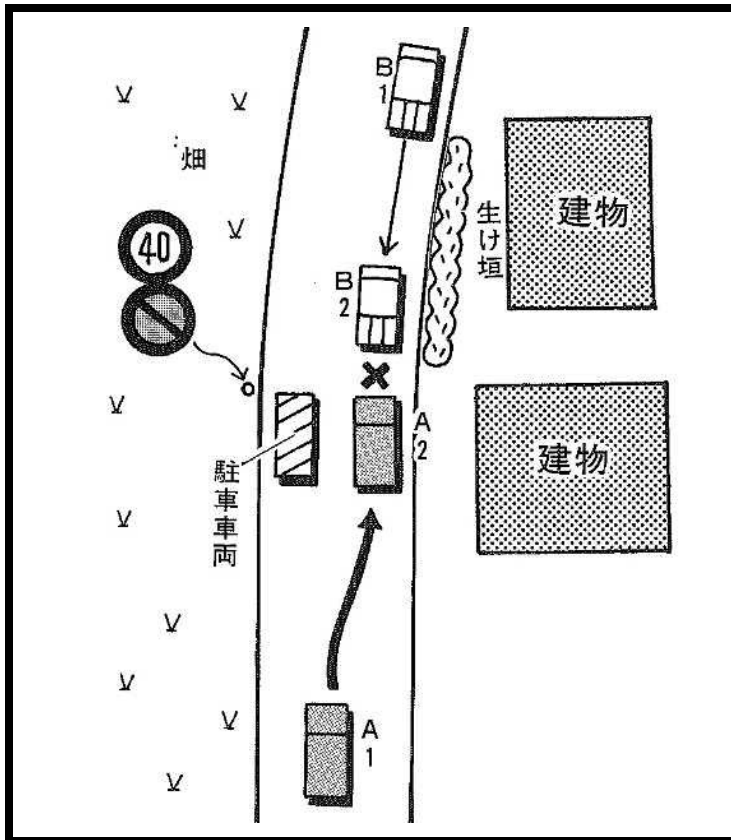
図23 トラックと乗用車のアイポイントの違い



事業用自動車事故事例 No.109

(一般貨物) 駐車車両を避けようと軽貨物車が対向車と正面衝突

■事故の概況



事故類型：正面衝突
 発生日時：昼間
 当事者A：軽貨物車
 60歳代
 男性
 当事者B：普通乗用車
 30歳代
 男性

■ 事故の概要

Aは助手席に妻を同乗させて、交通の閑散とした緩やかな右カーブの、幅員6mの道路を時速約30kmで走行していました。事故を起こさないから、家が近くだからなどの理由で、Aも同乗者もシートベルトを着用していませんでした。

道路左側に駐車車両を確認し、その右側を通り抜けようと進路を変更したところ、時速約50kmで対向してきたB車を発見し、急ブレーキをかけたが間に合わず、正面衝突しました。

■ 事故から学ぶ

Aは事故当時、交通量が少ないため、駐車車両を避けて走行することだけを考えていたので、対向車の発見が遅れてしまいました。駐車車両を避けて道路中央に出るときは、つねに対向車や歩行者がいるかもしれないという危険を予測し、徐行または一時停止をするなどをして、前方の安全を確認しましょう。

Bも危険を予測しながら、十分な減速を怠ったため、衝突を回避できませんでした。センターラインを越えてきそうな対向車がうかがえるときは、後続車の状況や、路肩、側溝などの状況を確認したうえで、速度を落として回避行動を準備するとともに、警音器を鳴らすなどをして、対向車に注意喚起をしましょう。

さらに、走行距離が短くて通い慣れた道であっても、必ずシートベルトを着用しましょう。

KIT事業の案内

全国の7000社
と繋がる!
新規顧客開拓に!

荷物と輸送のマッチングシステム

WebKIT2+のご案内

WebKIT2プラス5つの特長

輸送効率があがる

ドライバー不足などの影響で課題がたくさんある昨今、事業者同士が相互に手を結び、経営資源を共有・補完しあう必要があります。仕事や車両を融通し合うことで輸送効率の向上を図ります。

安心のネットワーク取引

WebKITには優良な事業者が多く参加している上、万一の場合でも、協同組合同士で責任を負う仕組みができていますので、この点でも安心してご利用いただけます。

事故に備えた補償制度

WebKITでは、荷物の破損事故に備えた「KIT荷物保険」と、組合員の倒産等に備えた「KIT運送代金補償」への加入を義務付けているため、安心かつ安全な取引環境を確保しています。

需給動向の把握

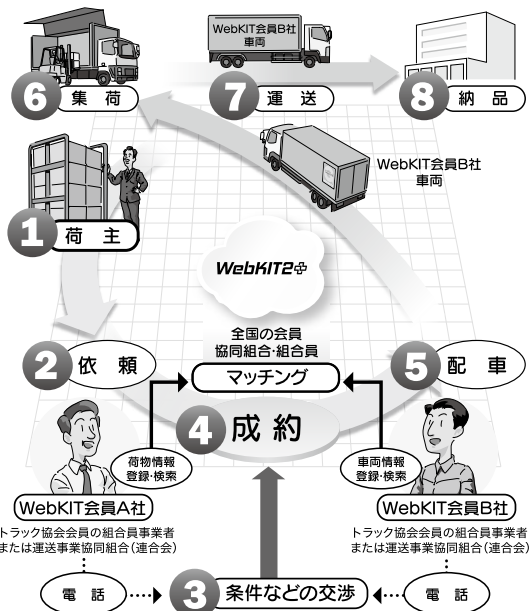
WebKITでは、全国の荷物や車両その時々需給動向をリアルタイムに確認できますので、その時々需要動向をいち早く把握することができます。最適な配車管理や運賃動向の把握に役立ちます。

高い利便性と機能

全国の会員が登録する情報は、荷物の積み地・卸し地や車両の空車地・行先地が都市区分単位で検索・表示されるので、情報を活用して正確に共有することができます。

WebKIT2プラスご利用の流れ

インターネットを利用して、荷物を依頼する側と車両を活用したい運送側が、それぞれ情報登録や検索を行います。うまくマッチしそうな情報を見つけたら、まず相手先に電話で連絡します。さらに、詳細な条件を詰めた上で、成約に結びつけます。



奈良県キット事業協同組合加入金額

組合入会金	50,000円
※入会金は退会時に全額返金	
キャンペーン中! 先着30社限定!	
今なら月会費と1ID利用料が3ヵ月無料!	
組合月会費	2,000円
WebKIT2+利用料	IDにつき2,000円

WebKIT2プラス紹介動画

WebKIT2プラスの詳しい利用方法や利用者様のご意見、喜びの声、成功事例などをご覧いただけます。



右のQRコードから
動画をご覧頂けます。



組合入会でのさらなるメリット

組合価格で軽油と尿素をご購入いただけます。

■軽油販売	■尿素販売
エネクスフリート軽油価格	アドブルー /
122円 (令和6年7月現在)	三井物産プラスチック(株)、日本液炭(株)
ENEOSウイング軽油価格	1L=78~79円 (令和6年3月)
121円 (令和6年7月現在)	※支払サイト50日

奈良県キット事業協同組合ホームページ <https://nara-kit.com/>

奈良県キット事業協同組合加入
WebKIT2+のご利用
についてのお問い合わせは

奈良県貨物運送事業協同組合連合会
奈良県キット事業協同組合
〒639-1103 奈良県大和郡山市美濃庄町 170 番地 15
TEL 0743-58-6080



ホームページQRコード

適正化事業・巡回指導報告書(令和6年7月)

奈良県貨物自動車運送適正化事業実施機関

令和6年7月実施状況		令和6年度月別実施件数						実施件数合計
計画件数	実施件数	実施月	件数	実施月	件数	実施月	件数	
14件	12件	4月	12件	8月	件	12月	件	
		5月	14件	9月	件	1月	件	
		6月	15件	10月	件	2月	件	
		7月	12件	11月	件	3月	件	
53件								

令和6年7月実施結果						
調査事項				調査件数	指導件数	指導率
I. 事業計画等	1. 主たる事務所及び営業所の名称、位置に変更はないか。			12	0	0%
	2. 営業所に配置する事業用自動車の種別及び数に変更はないか。			12	0	0%
	3. 自動車庫の位置及び収容能力に変更はないか。			12	0	0%
	4. 乗務員の休憩・睡眠施設の位置、収容能力は適正か。			12	0	0%
	5. 乗務員の休憩・睡眠施設の保守、管理は適正か。			12	0	0%
	6. 届出事項に変更はないか。(役員・社員、特定貨物に係る荷主の名称変更等)			5	0	0%
	7. 自家用貨物自動車の違法な営業類似行為(白トラの利用等)はないか。			12	0	0%
	8. 名義貸し、事業の貸渡し等はないか。			12	0	0%
II. 帳簿類の整備、報告等	1. 事故記録が適正に記録され、保存されているか。			6	0	0%
	2. 自動車事故報告書を提出しているか。			0	0	0%
	3. 運転者台帳及び従業員台帳が適正に記入等され、保存されているか。			12	0	0%
	4. 車両台帳が整備され、適正に記入等されているか。			12	0	0%
	5. 事業報告書及び事業実績報告書を提出しているか。(本社巡回に限る)			4	0	0%
III. 運行管理等	1. 運行管理規程が定められているか。			12	0	0%
	○ 2. 運行管理者が選任され、届出されているか。			12	0	0%
	3. 運行管理者に所定の研修を受けさせているか。			11	0	0%
	4. 事業計画に従い、必要な員数の運転者を確保しているか。			12	0	0%
	○ 5. 過労防止を配慮し、適正に管理されているか。			12	0	0%
	6. 過積載による運送を行っていないか。		☆	12	0	0%
	○ 7. 点呼の実施及びその記録、保存は適正か。			12	2	16.7%
	8. 乗務等の記録(運転日報)の作成・保存は適正か。			12	0	0%
	9. 運行記録計による記録及びその保存・活用は適正か。		☆	11	0	0%
	10. 運行指示書の作成、指示、携行、保存は適正か。			2	0	0%
	○ 11. 乗務員に対する輸送の安全確保に必要な指導監督を行っているか。			12	1	8.3%
	○ 12. 特定の乗務員に対して特別な指導を行っているか。			8	2	25%
	○ 13. 特定の乗務員に対して適性診断を受けさせているか。			8	1	12.5%
IV. 車両管理等	1. 整備管理規程の制定及び整備管理業務がなされているか。			12	0	0%
	○ 2. 整備管理者が選任され、届出されているか。			12	0	0%
	3. 整備管理者に所定の研修を受けさせているか。			12	0	0%
	4. 日常点検基準を作成し、これに基づき点検を適正に行っているか。			12	0	0%
	○ 5. 定期点検及びその保存がされているか。			12	0	0%
V. 労基法等	1. 就業規則が制定され、届出されているか。			7	0	0%
	2. 36協定が締結され、届出されているか。			12	0	0%
	3. 労働時間、休日労働について違法性はないか。(運転時間を除く)			12	0	0%
	○ 4. 所要の健康診断を実施し、その記録・保存が適正にされているか。			12	2	16.7%
VI. 法定福利	1. 労災保険・雇用保険に加入しているか。			12	0	0%
	2. 健康保険・厚生年金保険に加入しているか。			12	0	0%
VII. 運輸安全管理	1. 運輸安全管理の実施は適正か。			12	0	0%
指導件数合計				398	8	2%

(注) ○…重点指導項目 ☆…霊柩は項目から除外

	A	B	C	D	E	その他	合計
通常	8件	2件	件	件	件	件	10件
新規参入	件	件	1件	件	件	件	1件
新規(他)	1(1)件	件	件	件	件	件	1(1)件
特別(労)	件	件	件	件	件	件	件
特別(他)	件	件	件	件	件	件	件
総合	9(1)件	2件	1件	件	件	件	12(1)件

()は会員外の件数です

トラック協会・陸災防奈良県支部

9月の行事(予定)表

日	曜	時 間	行 事	場 所
4	水	13:00～	第1回適正化実施対策委員会	奈良県トラック会館
6	金	13:30～	過労死等防止対策セミナー	奈良県トラック会館
7	土	9:00～	小型移動式クレーン運転技能講習会(学科)	奈良県トラック会館
8	日	9:00～	小型移動式クレーン運転技能講習会(学科)	奈良県トラック会館
9	月	13:00～	第2回交通安全・労災防止対策委員会	奈良県トラック会館
14	土	8:30～	小型移動式クレーン運転技能講習会(実技)	奈良県トラック会館
21	土		トラックの日PR活動	近鉄奈良駅前行基広場
25	水	14:00～	奈良運輸支局 運行管理者表彰式	奈良運輸支局
26	木	13:30～	指導・監督者育成講習会	奈良県トラック会館
30	月	9:00～	価格転嫁に向けた運賃交渉相談会	奈良県トラック会館

10月の行事(予定)表

日	曜	時 間	行 事	場 所
3	木		第29回全国トラック運送事業者大会	熊本城ホール・ホテル日航熊本
6	日		移動健康診断	奈良県トラック会館
9	水	14:00～	労働時間の上限規制と健康管理に係る研修会(1回目)	奈良県トラック会館
18	金	13:30～	「標準的な運賃」活用セミナー	奈良県トラック会館
20	日		奈良県防災総合訓練	奈良市都祁生涯スポーツセンター
23	水	13:30～	「標準的な運賃」活用セミナー	奈良県トラック会館
27	日		移動健康診断	奈良県トラック会館



奈良県警察本部からのお知らせ

1 県内の交通事故発生状況

8月15日現在(概数)

区分	令和6年	令和5年	増減数	備考
総件数	24,267 件	23,941 件	326 件	1日に約 106 件
人身事故件数	1,490 件	1,555 件	-65 件	1日に 7 件
	死者数 13 人	14 人	-1 人	約18日に 1 人
	負傷者数 1,790 人	1,888 人	-98 人	1日に約 8 人
物損事故件数	22,777 件	22,386 件	391 件	1日に約 100 件

2 県内の事業用貨物自動車に関する交通事故発生状況

8月15日現在(概数)

区分	令和6年	令和5年	増減数
総件数	1,252 件	1,223 件	29 件
人身事故件数	72 件	71 件	1 件
	死者数 1 人	2 人	-1 人
	負傷者数 91 人	97 人	-6 人
物損事故件数	1,180 件	1,152 件	28 件



3 高齢者との事故防止「道路を横断する高齢者を見落とさないで」

高齢者歩行者の死亡事故の多くは、道路横断中に発生しています。前方に高齢者を見つけたら「横断するのは」と考え、減速やすぐに停車できる速度で走行し、高齢者の動静を確認しましょう。



①高齢者の道路横断時の事故を防止する

横断中の高齢者との事故が発生しています。前方の視野を広く保ち、歩行者の保護に努めてください。



②高齢者に配慮した運転を心掛ける

高齢運転者標識の貼付がある車に車間距離を詰めたり、無理な割り込みは運転ミスを誘うおそれがあります。思いやりのある運転をお願いします。



③自転車に乗っている高齢者にも注意

高齢者が乗る自転車や車体が重い電動アシスト付き自転車は、ふらつくおそれがあるので、安易に追い抜かなないようにしましょう。



自転車の安全利用促進のための「ミニのぼり旗」

奈良県広報担当 バーチャルユーチューバー奈々鹿が～自転車乗用車ヘルメットを着用しましょう～と呼びかける「ミニのぼり旗」が、天理警察署1階受け付けカウンターに掲出されています。



令和6年度 自動車整備士等近畿運輸局奈良運輸支局長表彰式

日時：令和6年8月19日(月) 午後2時～
場所：奈良運輸支局 2階 会議室



▲左から海保会長（自動車整備振興会）、本田支局長、中岸氏、塚本会長

寿栄運送（株）の中岸芳仁氏が、多年にわたり自動車の整備業務に精励し車両保安の向上に寄与したとして近畿運輸局奈良運輸支局長表彰を授与されました。式典では表彰状授与のあと奈良運輸支局の本田泰彦支局長が「自動車整備士はこれからの技術進歩にあわせて点検整備の内容が高度化していくことから常に最新の情報を収集し、時々に遅れることがないように対応いただくとともに、長期使用の自動車には多方面から自動車の劣化を感じ取る研ぎ澄まされた感覚で点検整備等の対応を行い、事故防止や環境保全に邁進して



▲塚本会長から記念品を受取る中岸氏

頂きたい。」と式辞を述べました。また来賓を代表して（一社）奈良県自動車整備振興会の海保力也会長からも祝辞がありました。



中岸芳仁氏は、「今後も時代に合った整備管理を続けていきます。」と感謝を述べました。

トラック奈良 2024年9月 第365号

発行 公益社団法人 奈良県トラック協会

奈良県大和郡山市額田部北町 981 番地の 6 編集発行人 塚本哲夫
TEL.0743-23-1200(代) FAX.0743-23-1212 編集委員長 竹長至暁

飲酒運転は重罪



酒酔い運転
 ~行政処分~
 ・35点→**免許取消!**
 欠格期間3年
 (前歴及びその他の累積点数がない場合)
 ~罰則~
 5年以下の懲役
 又は100万円以下の罰金

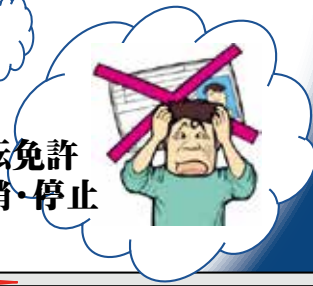
酒気帯び運転
 ~行政処分~
 ・25点(0.25mg/L以上)
 →**免許取消!**
 欠格期間2年
 (前歴及びその他の累積点数がない場合)
 ・13点(0.15mg/L以上0.25mg/L未満)
 →免許停止:期間90日
 (前歴及びその他の累積点数がない場合)
 ~罰則~
 3年以下の懲役
 又は50万円以下の罰金



失業・社会や周囲の目



運転免許
取消・停止



これらも重罪!



- 飲酒運転車両への同乗 —
- ・酒酔い: 3年以下の懲役、又は50万円以下の罰金
- ・酒気帯び: 2年以下の懲役、又は30万円以下の罰金
- 飲酒運転する者に酒類の提供 —
- ・酒酔い: 3年以下の懲役、又は50万円以下の罰金
- ・酒気帯び: 2年以下の懲役、又は30万円以下の罰金
- 飲酒する(している)者に車両を提供 —
- ・酒酔い: 5年以下の懲役、又は100万円以下の罰金
- ・酒気帯び: 3年以下の懲役、又は50万円以下の罰金



~奈良県警察~

